

第 58 回評価監視委員会の開催について

第 58 回一般財団法人建設物価調査会評価監視委員会が開催されましたので、議事概要についてお知らせいたします。

開催日時	2019 年 6 月 21 日（金）15：00～17：00	
開催場所	一般財団法人建設物価調査会 会議室	
出席委員 (五十音順)	大山修 （株式会社 Tomorrow's Business Creation 代表取締役 公認会計士） 白戸智 （株式会社三菱総合研究所 地域創生事業本部 地域産業戦略グループ 主席研究員） 寺川祐一（委員長（医療用医薬品製造販売業公正取引協議会 専務理事）） 真島審一（元会計検査院 第 5 局長） 宮本和明（パシフィックコンサルタンツ株式会社 社会イノベーション事業本部 技術顧問）	
当会	第一土木調査部 高橋俊一、船田誠、上中佑三子 第二土木調査部 原田邦裕、上田浩嗣、沖田智紀、柴田洋毅 調査統括部 神田尚昭、平野光芳 監査審査室 後藤裕、勝井治	
審議案件	案件	備考
	(定期調査) 法面工（植生マット工） 熊本地区	「土木コスト情報」2019 年 4 月号 119～132 ページ掲載価格について、調査結果記録票、調査結果集計表等に基づき、調査方法、調査プロセス等を説明
	(受託調査) 水中斜流ポンプ	受託調査について、調査票、調査報告書等に基づき、調査方法、調査プロセス等を説明
委員からの主な意見・質問 それに対する調査会からの回答等	別紙のとおり	
委員会による指摘 (不適切な点又は改善すべき点)	なし	

別紙

意見・質問	説明・回答
<p>1 定期調査について 法面工(植生マット工)(熊本地区)</p> <p>○植生マット工と繊維ネット工や植生シート工において価格差が生じる要因は。</p> <p>○設置手間の違いも差額の要因か。</p> <p>○土木工事市場単価の調査は、売り手主体か。購入者側調査は、どのように実施しているのか。</p> <p>○植生マット工の価格における材工比率は。</p> <p>○県内業者の回答で価格決定したのか。それとも周辺の調査対象者も含めて価格決定したのか。</p> <p>○植生マットは、在庫が可能な製品か。それとも受注生産品か。</p> <p>○調査対象者は、(一社)全国特定法面保護協会員及び協会に属していない専門工事業者から選定したのか。</p> <p>○専門工事業者は、地場業者だけではないのか。</p> <p>○回答があった県内業者からは、継続的な回答が得られているのか。</p>	<p>○材工共の価格構成なので、価格差は材料価格の差額である。</p> <p>○製品を固定するアンカーピンの打設本数の違い、製品質量の軽重により、設置手間は異なる。</p> <p>○総合工事業者に対して元請と下請の契約単価を確認している。</p> <p>○材料費が約7割を占める。</p> <p>○県内業者の回答と全国的な価格動向を踏まえて価格決定をした。</p> <p>○市場単価適合製品は、在庫製品である。</p> <p>○両者から選定している。</p> <p>○全国展開している専門工事業者もいる。</p> <p>○毎月号、ヒアリングによる補完を含めた回答を得ている。</p>

別紙

意見・質問	説明・回答
<p>2. 受託調査について 水中斜流ポンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査品目は、受注生産品か。 ○受注生産品であれば、納期も調査項目に含まれないのか。 ○ポンプの形状が各社で異なる。この点は、調査において問題とならなかったのか。 ○調査条件の質量を超えた製品で見積りしたメーカーがある。理由は何か。 ○運搬費を計上せずに回答したメーカーがある。理由は何か。 ○計上すべき運搬費は、いくらぐらいか。 ○過去 10 年間で価格が上伸している。この価格トレンドは、ポンプ全般に該当するのか。 ○機能変更と単純なコストアップがポンプ全般的価格が上伸した理由か。 ○乾式水中モーターの「乾式」の意味は。 ○納入実績のある調査対象者以外から回答が得られなかった場合は、どのように対応するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○受注生産品である。 ○今回は含まれないが、含まれる調査もある。 ○問題とならなかった。 ○メーカー各社の安全率に対する考え方方が異なるため、質量に差異が生じている。 ○「運搬費を含む」調査条件を示して見積り依頼をしたが、「計上できない。」との回答であった。 ○メーカー各社の考え方や工場所在地から現場までの遠近により異なる。 ○該当する。 ○省エネに向けた機能向上と機械設備製品工場の労務費が全般的に上伸していることが主な理由である。 ○「水中にあってもモーター自体がドライな状態にある」という意味である。 ○調査対象者を追加することもある。また、回答期日までに回答が得られない場合は、複数回の督促をするとほぼ回答が得られる。
<p>3 次回開催日について</p> <p>○次回評価監視委員会は、2019年10月中旬から下旬に開催予定。</p>	